

説に「検定意見撤回要請 軍門の事実は消せない」との見出いでその旨の意見を付し、同年9月8日の「琉球新報」朝刊の社説には「教科書県民大会 断固譲れない検定意見撤回」との見出いで、「文科省は、県民の決意の重さを見誤っていないか。検定意見を撤回するべきだ。これだけは絶対に譲れない。」との意見を付すなどし、同年3月30日の上記検定意見の後、同年9月ころまでの間に、上記検定意見の撤回要求は県民の総意である旨の社説や報道記事を多数掲載した（甲12、証人枝川、弁論の全趣旨）。

(2) 控訴人と被控訴人との間の『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約の内容について

ア 控訴人と被控訴人との間で、連載を開始した平成19年5月26日までに『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約が締結され、少なくとも、この連載は毎週火曜日から土曜日までの「琉球新報」夕刊紙上に掲載することとされ、控訴人の原稿料は、連載1回分（約1800字）につき9000円とされたのは上記前提事実のとおりである。

イ 控訴人は、『パンドラの箱を開ける時』は沖縄戦のドキュメンタリーをテーマとする連載であり、それまでの連載の実績と相互信頼に基づいて、長期間にわたる連載執筆契約が成立しているから、被控訴人は、控訴人の執筆による『パンドラの箱を開ける時』に係る連載原稿を、特段の事情のない限り、「琉球新報」紙上の所定欄・枠に掲載する義務を負い、特に、第1回「はじめに」で掲載された『パンドラの箱を開ける時』の趣旨、内容、構成、用いる資料等は、控訴人と被控訴人との間の合意事項として位置付けられるから、第2話において、慶良間で起きた集団自決の真相に関するドキュメンタリーの連載に係る合意が控訴人と被控訴人との間で確認されたものであり、被控訴人は、特段の事情がない限り、それを掲載する義務を負う旨主張する。

しかし、控訴人が「琉球新報」紙上で長年連載してきた実績があるからという一事をもって、特段の事情のない限り、控訴人の執筆した『パンドラの箱を開ける時』に係る原稿をそのまま琉球新報紙上の所定欄・枠に掲載する義務を負うと認めるることは困難であるし、そのほか、控訴人と被控訴人との間で、控訴人が執筆した連載原稿に基礎とする事実の誤り等がない限り、その原稿をそのまま「琉球新報」紙上の所定欄・枠に掲載する旨の特段の合意が成立したことを裏付ける客観的な証拠もない。なお、控訴人本人は、嘉数局長との間で、控訴人の書いた原稿は何でも載せる旨の合意をした旨の供述をするが、これを裏付ける的確な証拠はなく、採用することができない。

また、上記認定のとおり、控訴人は、第1回「はじめに」において、「第2話「慶良間で何が起きたのか」の内容について、集団自決についてのアメリカ兵の目撃者や事件の主人公達の知られざる証言を基に事件の核心を突くものになる旨記載して、第2話の内容についてある程度説明しているが、後に連載の内容が変更されることも十分にあり得ることからすると、控訴人と被控訴人との間の連載執筆契約において、上記第1回「はじめに」に記載されたとおりの慶良間で起きた集団自決の真相に関するドキュメンタリーの連載に係る合意が確認されたとまでは認められず、この点に関する控訴人の主張も採用することができない。

ウ これに対し、被控訴人は、『パンドラの箱を開ける時』の「連載の趣旨」は「慰靈の日を前に、沖縄戦の様子を米軍の戦時日記を中心に紹介する。資料は米公文書館所蔵の米軍日記。初出の資料を使い、米軍がどのように戦っていたか、日本軍や沖縄住民は米軍にどのように映っていたか、終戦直後の住民の様子を紹介する。」というものであり、その第1回において、いまだ知られていない資料や証言をもとに、歴史事実を初めて明らかにする内容となることを明記していたから、控訴人と被控訴人との間の

『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約が、初出の資料を用いた新連載をするという内容のものであった旨主張する。

しかし、被控訴人の主張する上記「連載の趣旨」は、2007年（平成19年）5月21日付けの前泊名義の「夕刊新連載「パンドラの箱を開ける時」の連載開始について」と題する書面（乙2）に記載されているが、その作成経緯等は被控訴人によって一切立証されていない上、これが控訴人に交付されたり、その内容が控訴人ととの間で確認されたような形跡も一切うかがわれず、そこに記載されたとおりの内容の合意が控訴人と被控訴人の間においてなされたことを認めるに足りない。また、『パンドラの箱を開ける時』第1回には、「誰も知らない戦争の物語がまた始まる。」、「アメリカ兵の目撃者や事件の主人公たちの知られざる証言を基に」、「詳細な歴史事実が初めて明かされる」などとの記載もあるが、初出の資料のみに基づいて連載をするとまでは記載されていない上、初出の資料だけでドキュメンタリーの物語を書くことはできない（証人名城、控訴人本人）こと、控訴人は過去の著作を引用していることもあり、中には出典を記載したものもありながら、被控訴人がそのことに関して具体的な指摘をした形跡がないことも併せ考慮すると、控訴人と被控訴人の間の『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約が初出の資料のみを用いた新連載をする旨の内容であったと認めることは困難であり、せいぜい「初出の資料も用いつつ」という程度の合意がなされていたにとどまるものといわざるを得ない。これに反する被控訴人の上記主張を採用することはできない。

エ もっとも、控訴人は、少なくとも、上記アのとおり、被控訴人との間で『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約を締結しており、被控訴人からみて単なる取材対象者の地位にとどまるものではないから、被控訴人が、控訴人から、上記連載執筆契約の内容に合致する原稿の提供を受け

た場合には、被控訴人は基本的には、上記連載執筆契約に基づいてその原稿を掲載する義務を負うものと認めるのが相当であって、控訴人が、上記連載執筆契約の内容に合致する原稿を執筆して被控訴人に対して提供したにもかかわらず、被控訴人が、何ら合理的な理由もないのに一方的に控訴人の執筆した原稿の掲載を拒否した場合には、被控訴人が「琉球新報」の紙面に関して編集権を有することを前提としても、上記連載執筆契約における義務違反が生じ、被控訴人の債務不履行に該当するものと考えるべきである。

以上を前提として慶良間編及び第181回原稿の不掲載が債務不履行に該当するか否か検討する。

(3) 慶良間編の不掲載の債務不履行該当性について

被控訴人は、慶良間編の内容は、照合した結果、『沖縄戦ショウダウン』の内容とほぼ同じものであることが判明し、初出の資料を用いたものではなかったから控訴人と被控訴人との間の『パンドラの箱を開ける時』に係る連載執筆契約に違反するので、控訴人に対し、掲載できない旨を伝えたところ、控訴人が慶良間編を掲載しないことに同意したから債務不履行にならない旨主張し、証人枝川はこれに沿う供述をしている。

証人枝川の上記供述は、①被控訴人東京支社勤務の記者から平成19年6月17日に控訴人から送付された慶良間編の3回分の原稿は『沖縄戦ショウダウン』とほとんど同じであるとの指摘を受け、前泊、枝川ほか2名が慶良間編の原稿と『沖縄戦ショウダウン』の原稿を照合したところ、両者は同じものであり、「二重掲載」であるとの結論に達した、②同年6月27日に控訴人を被控訴人本社に呼び出し、前泊、枝川、玻名城及び上間が控訴人と話し合いを持ち、控訴人に対し、「新しい資料に基づく新連載ということが実際は過去の連載の焼き直しである。」「これはもう読者にとっても掲載紙にとっても裏切り行為であり許されない。」との指摘をした上で、慶良間編の

掲載は認められないという結論も伝えた、というのである。しかし、他方、証人枝川は、平成19年6月17日に控訴人から送付された慶良間編の原稿（甲3の1～3の3、乙4）につき「私はきょう初めて見まして全部は読んでおりません。」、「(「二重掲載」について) ちょっとすぐには判断できません。精査まだしてませんので。」などと供述していることに照らすと、枝川らが慶良間編の原稿と『沖縄戦ショウダウン』を照合したという事実自体の存在が疑わしいものといわざるを得ない。また、控訴人を被控訴人本社に呼び出したのが慶良間編の原稿の送付を受けた10日後である平成19年6月27日であるとするが、『パンドラの箱を開ける時』は現在進行形で連載中であったところ、同月19日に掲載予定であった（甲3の1）慶良間編の原稿につき、同月27日に掲載は認められない旨の結論を伝えたというのも相当に不自然かつ不合理である。これらによれば、証人枝川の上記供述は、根幹部分に大きな問題のあるものであって、たやすく採用することはできない。そのほか、被控訴人の前泊らが控訴人の送付された慶良間編の原稿と『沖縄戦ショウダウン』を照合したことを認めるに足りる客観的な証拠はないから、結局、この事実自体を認めることができず、その結果、被控訴人が慶良間編の掲載を拒否した理由が「二重掲載」、すなわち初出の資料を用いなかったことであると認めることもできない。

なお、被控訴人は、控訴人が慶良間編の不掲載に同意をした旨主張する。しかし、これを認めるに足りる的確な証拠はないし、控訴人が「これは言論弾圧であって許せない。記者会見を開いてでも告発したい。」と述べていたことにも照らすと、慶良間編の不掲載に容易に同意するとは考え難いところであって、控訴人が慶良間編の代わりに『パンドラの箱を開ける時』第2話を「軍政府チームは何をしたか」と改題して連載の執筆を継続したとしても、被控訴人が慶良間編の掲載を拒否したことから連載を継続するためのやむを得ない対応であったと考えるのが自然かつ合理的であって、控訴人が慶良間